

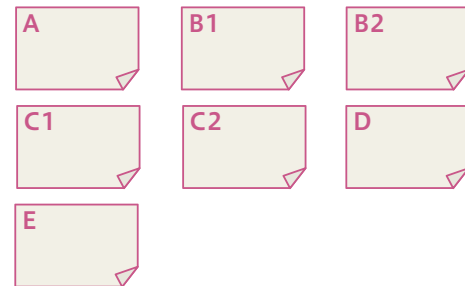
# 主な届出

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

**対象**▶ 産業廃棄物の処理を委託している全ての事業所

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を委託した事業所は、毎年6月30日までに、前年度に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の状況を京都市に報告する必要があります。

ただし、電子マニフェストの場合は報告は不要です。



## 特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書

**対象**▶ 特別管理産業廃棄物を排出する事業所

特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、事故防止と適正処理を目的として、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければならないこととなっています。

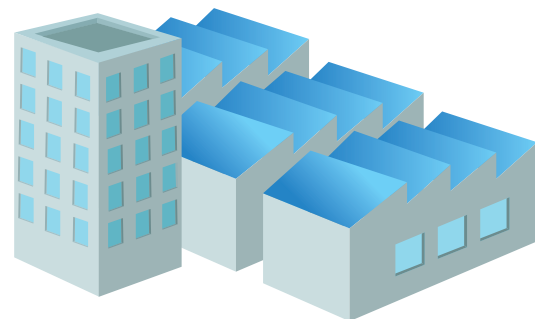
選任又は変更をした日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書を京都市に提出する必要があります。



## 多量排出事業者処理計画書・実施状況報告書

**対象**▶ 産業廃棄物の多量排出事業者

前年度における産業廃棄物の発生量が1,000t(特別管理産業廃棄物については50t)以上であった事業場を設置している事業者は、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書を京都市に提出する必要があります。

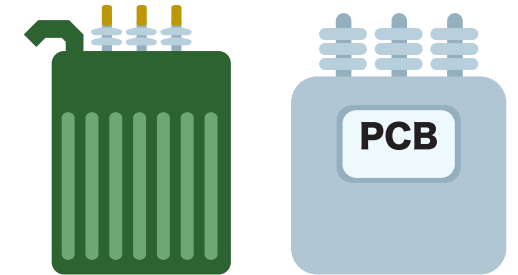


## PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書

**対象**▶ PCB廃棄物を保管している事業所

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物を保管している事業所は、毎年6月30日までに、前年度における保管・処分の状況を京都市に報告する必要があります。

PCBが含まれる電気機器を使用している場合も、同様に報告が必要です。



法律や条例で義務付けられています。

このページに掲載されている報告書などについては、法律や条例で届出が義務付けられています。詳しくは京都市のホームページをご覧ください。

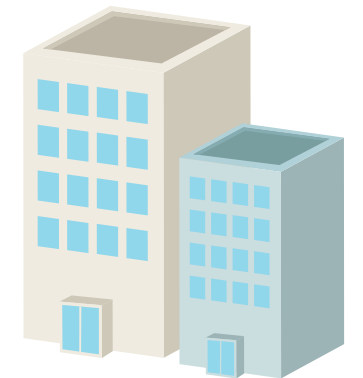
P33

## 事業用大規模建築物減量計画書

**対象**▶ 事業用大規模建築物の所有者

延べ床面積1,000m<sup>2</sup>以上の事業所の所有者は、毎年5月31日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などについて、前年度の実績と当該年度の見込みを記載した計画書を京都市に提出する必要があります。

なお、事業用大規模建築物を新築する際には、廃棄物の発生量の見込みや保管場所に関する事前の届出が必要です。



## 特定食品関連事業者減量計画書

**対象**▶ チェーン展開する大規模食品関連事業者

京都市内における店舗などの床面積の合計(バックヤードや厨房などを含む)が3,000m<sup>2</sup>以上の事業者は、毎年6月30日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などについて、前年度の実績と当該年度の見込みを記載した計画書を京都市に提出する必要があります。

